

令和 7 年 12 月
物流・自動車局

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 196 回会合において、「緊急車線維持システムに係る協定規則（第 178 号）」が新たに採択されたほか、「シート、シートアンカー及びヘッドレストに係る協定規則（第 17 号）」、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則（第 175 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行う。

- （ア） 自動車に備える前向き座席に任意でヘッドレストを備える場合には、技術的要件を適用することとする。（第 22 条の 4 関係）

【適用日】

新型車：令和 8 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 10 年 9 月 1 日

- （イ） ペダル踏み間違い時加速抑制装置の適用対象に小型貨物自動車を追加する。（第 8 条関係）

【適用日】

新型車：令和 12 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 14 年 9 月 1 日

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- (ア) 協定規則の改訂等に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。(第5条関係)

第17号第11改訂版	⇒	第17号第12改訂版
第41号第5改訂版	⇒	第41号第6改訂版
(新設)	⇒	第126号初版
第173号初版	⇒	第173号改訂版
第174号初版	⇒	第174号改訂版
第175号初版	⇒	第175号改訂版
(新設)		第178号初版

- (イ) 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置に、協定規則第126号に基づき認定された「仕切り装置」及び協定規則第178号に基づき認定された「緊急車線維持装置」を追加する。(第2条関係)
- (ウ) 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第126号に基づき認定された「仕切り装置」及び協定規則第178号に基づき認定された「緊急車線維持装置」を追加する。(第5条関係)
- (エ) 法第75条の4第1項の規定に基づく特別な表示を付すことができる特定装置として、協定規則第126号に基づき認定された「仕切り装置」及び協定規則第178号に基づき認定された「緊急車線維持装置」を追加する。(第3号様式関係)

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

- (ア) 協定規則第126号及び協定規則第178号の新規採択に伴い、「仕切り装置」及び「緊急車線維持装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定する。
- (イ) 協定規則第175号の改訂により、試験工数に変更が生じるため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改訂する。
- (ウ) 能力基準適合証明書の交付を受けた者が、当該証明書の記載事項の変更部分のみ審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改訂する。

(4) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正

能力基準適合証明書の交付を受けた者が、当該証明書の記載事項を変更しようとする場合、国及び独立行政法人自動車技術総合機構は当該変更部分のみ審査することとする制度の合理化を行う。この場合において、新たに交付する能力基準適合証明書の有効期間は、変更前の能力基準適合証明書の有効期間の残存期間とする。

(5) その他の関係省令の一部改正

上記のほか、関係する省令の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 令和8年1月9日（金）

施 行： 令和8年1月11日（日）。ただし、協定規則第126号に係る部分は、令和8年3月31日（火）。